羽後町における
「固定資産価格決定通知書」
の取扱い変更に関するお知らせ

秋田地方法務局と羽後町の間において、地方税法第３８２条及び第４２２条の３の規定に基づく通知が電子化されました。

従来、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、羽後町長が交付した『固定資産価格決定通知書』等を登記申請者が登記申請の添付書類として秋田地方法務局大曲支局へ提出していただいておりましたが、令和８年１１月１日から以下のとおり手続等が一部変更となりました。

- 羽後町内の不動産（土地・建物）について、所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請をされる際に、羽後町長が交付しておりました「固定資産価格決定通知書」は、令和８年１０月３１日をもって廃止されました。ただし、当分の間、未評価物件などで、登記官が必要と判断した場合には、「価格通知書」の無料交付を受けることができます。

- 「固定資産価格決定通知書」に代わるものとして、「固定資産税課税明細書（納税通知書送付時に添付）」を使用できますが、同課税明細書をお持ちでない場合は、羽後町長が発行する「固定資産土地・家屋評価証明書」（有料）を取得することにより不動産価格を確認することができます。
※「固定資産評価証明書」等の請求方法につきましては、羽後町税務会計課税務班（℡0183-62-2111）までお問い合わせください。

- 登記申請をされる際には、「固定資産税課税明細書」、「固定資産土地・家屋評価証明書」等により、これまでと同様に不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

令和８年１１月

秋田地方法務局大曲支局